

## Global Tax Update

### インド

デロイトトーマツ税理士法人

2017年7月

※本ニュースレターは、[英文ニュースレター](#)の翻訳版です。  
日本語訳と原文(英文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

#### 1. インド準備銀行は海外向けルピー建て債券(またはマサラ債)の発行基準を厳格化

2015年、インド準備銀行<sup>1</sup>(Reserve Bank of India:以下「RBI」)は、海外投資家からのインド通貨建て資金を利用可能とするために、インド企業が海外向けルピー建て債券(Rupee-Denominated Bonds:以下「RDB」)(マサラ債)を発行することを許可した。対外商業借入(External Commercial Borrowing:ECB)の枠組みの様々な要素を調整することを目的として、RBIは、2017年6月7日付で、RDBの償還期間、上限金利および認定貸主(投資家)に関する条項を修正した<sup>2</sup>。重要な修正点の概要は、以下のとおりである。

1	ムンバイのRBIによる提案の検討	RDBの発行による適格なインド企業による借入に関する提案は、ムンバイのRBI中央局外国為替部によって検討され、RBI公認の承認取引者を通じて進められるものとする(従前は、RBIの承認という要件は存在しなかった)。
2	償還期間	■ 事業年度当たり、5,000万ドル相当以下のRDBにつき、最低償還期間3年および ■ 事業年度当たり、5,000万ドル超相当のRDBにつき、最低償還期間5年(従前は3年であった)
3	認定投資家	投資家として認められた企業は、インド会計基準(Indian Accounting Standard:IND-AS)24に定義される「関連者」ではないものとし、したがって、RDBの引受け、投資または購入を行うことはできない(従前は、関連者は適格投資家とみなされていた)。
4	上限金利	対応する償還期間を有するインド政府発行証券の現行の利回りに加え300ベースポイント(以下「BP」)(従前の条件では、現行のマーケット条件に準ずるものとされていた)。

#### 2. 直接税中央委員会は第二次調整に関する通達を公表

直接税中央委員会(Central Board of Direct Taxes:以下「CBDT」)は、2017年財政法において導入された第二次調整に関する法律<sup>3</sup>に係る通達<sup>4</sup>を公表している。

この通達では、第二次調整に係る利子の算定につき2つの要素を補足している。

なお、新法<sup>5</sup>においては、一部の要素(具体的には、超過金の本国返金の期限および超過金に係る年利)については、追って定めると記載されていた。

1 インドの上位銀行

2 2017年6月7日付通達 RBI A.P.(DIR Series)Circular No.47

3 この法律は、納税者の現金勘定(cash account)に対する実際の利益分配(独立企業原則に一致する)の不均衡を取り除くことを意図している。インドの納税者は、職権(suo-moto)により、税務当局または上告機関により移転価格に係る第一次調整が行われ、これが認められた際に現金を受領することを要求される。

4 2017年6月15日付通達

5 1961年所得税法 Section 92CE

- ① 超過金の本国返金の期限について、同通達は、(1)職権による調整、相互協議(Mutual Agreement Procedure: MAP)による解決およびセーフハーバーの場合においては、税務申告書の申告期限から、(2)税務当局の担当官または申告機関による調整が納税者に認められる場合においては、移転価格決定の日付から、さらに(3)事前確認制度(Advanced Pricing Agreement: APA)の場合においては、修正申告または税務申告書の提出期限(場合に応じて)から90日以内と定めている。
- ② 超過金に係る年利所得について、新しい通達では2つのオプション、すなわち、ルピー建ての国際取引または外貨建ての国際取引について定めている。ルピー建ての取引の場合においては、年利は、前年4月1日時点の一般的なSBIの限界費用ベース貸出金利(1年)に325BPを加えたもの、また、外貨建ての取引の場合においては、前年9月30日時点の6カ月LIBORに300BPを加えたものとする。

上記の通達に関して公表された説明文書(explanatory memorandum)には、この取扱いが2017課税年度(2016会計年度)以降の1,000万ルピー超の第一次調整について適用されると記載されている。

### 3. インドのセーフハーバー規則の改正

CBDTは、既存のセーフハーバー規則を改正した。この点について、CBDTは2017年6月7日付で通達を発行した。この通達における改正点は、主に、適用されているセーフハーバー率に関するものである。また、セーフハーバー規則の対象に、低付加価値グループ内サービスの受注が含まれている。セーフハーバー規則が最初に導入されたのは2013年9月で、2012年度から2016年度までの5年間に適用された。改正されたセーフハーバー規則は、2016年度から2018年度までの3年間に限り適用される。したがって、2016度は適用が重複することになる。通達では、重複年度について、納税者は旧セーフハーバー規則と新セーフハーバー規則のうち、有益な方を選択することができるように具体的に定めている。

幾つかの取引に関する改正前後のセーフハーバー率の比較分析を以下に示している。詳細については、[通達を参照のこと](#)(インド税務高等審判所ウェブサイト(英語、PDF))。

ソフトウェア開発サービスおよび情報技術対応サービスの提供

国際取引の取引金額の閾値(10億インドルピー)		状況 (対営業費用に関する営業利益率の最低水準)	
改正前	改正後	改正前	改正後
5以下	1以下	20%	17%
5超	1-2	22%	18%

自動車部品の製造および輸出

項目	状況 (対営業費用に関する営業利益率の最低水準)	
	改正前	改正後
主力自動車部品の製造および輸出	12%	12%
非主力自動車部品の製造および輸出	8.5%	8.5%

受託研究開発業務の提供

項目	状況 (対営業費用に関する営業利益率の最低水準)	
	改正前	改正後
全体または一部がソフトウェア開発に関連している受託研究開発業務の提供	30%(閾値なし)	24%(20億インドルピー以下の国際取引)
全体または一部が製薬に関連している受託研究開発業務の提供	29%(閾値なし)	24%(20億インドルピー以下の国際取引)

低付加価値グループ内サービスの受注

項目	状況 (対営業費用に関する営業利益率の最低水準)	
	改正前	改正後
低付加価値グループ内サービス	非適格取引	1億以下(最大マークアップ5%を含む)

#### 4. CBDT は、証券取引所における株式の売却に係る長期のキャピタルゲイン課税免除が適用される取引について通達<sup>6</sup>を発行

所得税法<sup>7</sup>は、株式の譲渡が2004年10月1日以降に行われ、譲渡取引が有価証券取引税 (Securities Transaction Tax: 以下「STT」)<sup>8</sup>の対象となる場合に、当該取引から生じる長期のキャピタルゲインに対する課税を免除する。

2017年財政法によると、株式の取得取引が2004年10月1日以降に行われ、当該取引がSTTの対象ではない場合には、上記の免除は適用されない旨のただし書きが記載されていた。

しかしながら、対象となる場合の免除を保護するために (STTが支払われない場合)、株式取得がSTTの対象となる条件が適用されない取引の一覧を通知することが提案された。

CBDTは、2017年度以降に効力を生じ、適用される通達<sup>9</sup>を発している。この通達は、2004年10月1日以降に行われる一切の株式の取得取引 (STTの対象外) について、通知している。ただし、以下の取引については、この限りではない。

- ① その株式が頻繁に証券取引所で取引されない会社の新株第三者割当 (preferential allotment) による上場株式の取得
- ② 一定の例外を除き、公認の証券取引所を介さない上場株式の取得
- ③ 上場廃止期間中の会社の株式の取得

注: 上記は概略であるため、詳細については通達を参照のこと。

#### 5. すべての未回収の「売掛金」が国際取引を構成するものではない

デリー高等裁判所は、先ごろ、インドの移転価格税制の観点から国際取引としての未回収の売掛金の取扱いに関する重要な決定<sup>10</sup>を下した。

高等裁判所は、インドの移転価格税制または国内税法より、支払猶予期間を超えたすべての未回収のインボイスは、個別の国際取引として分類することができないと判断した。また、ひとたび納税者が、価格決定または収益性において未回収の売掛金による運転資金要件への影響を考慮すると、未回収の売掛金を理由とする追加の調整は要求されないことになる。

---

6 2017年6月5日付 Notification No. S.O. 1789(E)

7 1961年所得税法 (Income-tax Act: 「ITA」) Section 10(38)

8 STTは、2004年財政 (No.2) 法 Chapter VIIに基づき、一般的に証券取引所で行われる取引について課される。

9 2017年6月5日付 Notification No. S.O. 1789(E)

10 Pr. CIT vs Kusum Healthcare Pvt. Ltd (I.T.A. No. 765/ 2016)

## 過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

[www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao](http://www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao)

## 問い合わせ

### デロイトトーマツ税理士法人 インド室

パートナー 林 博之 [hiroyuki.hayashi@tohatsu.co.jp](mailto:hiroyuki.hayashi@tohatsu.co.jp)  
マネジャー Pawankumar Kulkarni [pawankumar.kulkarni@tohatsu.co.jp](mailto:pawankumar.kulkarni@tohatsu.co.jp)

## ニュースレター発行元

### デロイトトーマツ税理士法人

#### 東京事務所

〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号 新東京ビル 5 階

Tel: 03-6213-3800(代)

email: [tax.cs@tohatsu.co.jp](mailto:tax.cs@tohatsu.co.jp)

会社概要: [www.deloitte.com/jp/tax](http://www.deloitte.com/jp/tax)

税務サービス: [www.deloitte.com/jp/tax-services](http://www.deloitte.com/jp/tax-services)

トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームであるデロイト トーマツ合同会社およびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 11,000 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクアドバイザー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 245,000 名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイト トーマツ 税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of  
**Deloitte Touche Tohmatsu Limited**

© 2017. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.